

業務指示書

アルジェリア国投資環境整備状況 情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 相川 眞道 Aikawa.Masamichi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

業務主任者(総括)については補強を認めません。

業務主任者(総括)については補強を認めます。

- | |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

外国籍人材の活用を認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

<p>注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。</p>

<ul style="list-style-type: none">・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

<ul style="list-style-type: none">・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。
--

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：投資環境分野に係るJICA情報収集・確認調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／投資環境分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：投資環境分析に関わる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アルジェリア 及び中東での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語：フランス語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 投資促進政策分析】

- 1) 類似業務の経験：投資促進政策分析に関わる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アルジェリア 及び中東での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語：フランス語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(D Z D 1 = 1.0 円 , US\$1 = 112.21 円 , EUR1 = 118.54 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/投資環境分析
投資促進政策分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月15日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表
アルジェリア国投資環境整備状況 情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/投資環境分析	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 投資促進政策分析	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

アルジェリア経済は原油・天然ガスをはじめとする炭化水素部門に大きく依存しており、輸出総額の97.2%、財政収入の59.2%、GDPの27%（2014年）を占めている。2000年初頭以降は国際市場における炭化水素燃料価格が高水準で推移し堅調な経済成長を続けた一方、2014年以降の石油価格下落を背景に急速にアルジェリア経済が悪化し、2014年には過去15年間黒字だった経常収支に赤字を計上した（93億米ドル、対GDP比約4%）。財政支出拡大の影響も受け、政府財政も2009年に約340億ドルの財政赤字を計上して以来、歳入調整基金（FRR）からの繰入金による補填が必要な状況が継続しており、アルジェリア経済の炭化水素部門への依存が露呈。同経済における産業の多角化は喫緊の課題となっている。

同国は非炭化水素部門への投資促進・民間セクター開発を中心とした長期計画「新経済成長モデル（2016-2030）」を策定し、また、2016年予算法では例外的に対外借入を容認する方針を発表した。かかる背景から、同国政府は2016年11月にアフリカ開発銀行（AfDB）「産業競争力及びエネルギー支援プログラム」を通じて900百万ユーロ（約1,113億円）を借入れ、財政改革・ビジネス環境改善・再生可能エネルギー促進を通じた同国経済・産業構造を転換の加速化を図っている。日本政府及びJICAにも、アルジェリア政府（財務省）から産業・経済多角化等の取組への支援として（同AfDB支援との協同を念頭に）有償資金協力（開発政策借款）供与について非公式に要請があった。今後、案件形成を進めるに当たっては、現地進出等に関心を有する本邦企業のニーズにもこたえつつ、日本の知見を活かした支援可能性を検討するべく、同国改革に関する情報収集・確認を通じて、日本の具体的貢献策（主に有償資金協力及び技術協力）を検討する必要がある。

2. 業務の目的

本調査はアルジェリアの投資環境の整備状況に係る情報収集・確認を通じ、本邦企業のニーズに応えつつ、当国の投資環境上の改善可能な分野・事項等について検討・提言するもの。当国が2016年に対外借入を例外的に容認したことを踏まえ、今後の有償資金協力（開発政策借款）及び技術協力による支援可能性を含めてJICA支援策（案）を検討する。

- （1）投資環境整備分野でのアルジェリア政府改革方針、「新経済成長モデル」等の政府成長戦略等の情報収集・整理
- （2）「産業競争力及びエネルギー支援プログラム」に係る AfDB の関連ミッションへの同行（2回程度）等を通じた他ドナー支援状況の情報収集・整理
- （3）本邦企業ヒアリング等を通じた、上記アルジェリア政府改革方針と本邦企業の投資・ビジネス実施上の課題・ニーズとの合致事項の確認。
- （4）上記、特に（3）を踏まえ、有償資金協力（開発政策借款）を通じた、資金協力、技術協力等の JICA 支援策（案）の検討。

3. 対象地域

アルジェ、チュニス、アビジャン、日本国内

4. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針及び工程

本調査はアルジェリアの投資環境整備に係る情報収集・確認にとどまらず、調査後の迅速な案件形成（特に開発政策借款）に資するべく、投資環境上の本邦企業ニーズを把握しつつ、投資環境上の課題を分析し、アルジェリア政府が実施検討可能な政策・改革（案）を検討・提案する調査である。

プロポーザルの中では、現地調査の項目について可能な限り詳細な事項を挙げ、JICA に提案すること。また、調査行程作成に当たっては、アルジェリアの祝祭日等（金曜・土曜休日、ラマダン期間、夏季休暇期間）を考慮しつつ、効率的な調査行程をプロポーザルの中で提案すること。

(2) JICA 支援策（案）

現在アルジェリア政府から、アフリカ開発銀行（AfDB）「産業競争力及びエネルギー支援プログラム」（前出）との協働による産業・経済多角化等の取組への協力が要望されているため、同プログラムの改革内容及び進捗を踏まえた JICA 開発政策借款（有償資金協力）の政策マトリクス（案）・政策アクション（案）を提案する。また、同借款上の具体的な支援策となりうる技術協力等を提案することとする。加えて、投資環境整備の一環であるインフラ（公共事業）についてもアルジェリア政府公共投資計画等を入手の上、情報収集結果を JICA に報告する。

(3) アルジェリア政府側協力機関

本調査の主要協力先は財務省（Ministère des Finances）とする。なお、本調査を実施する上では上記以外の政府機関（例：鉱山・産業省（Ministère des Mines et Industries）、投資開発庁（ANDI: Agence Nationale de développement de l'Investissement）等）も情報収集先とする。

(4) 相手国関係機関との調整

本調査は JICA の支援方針を検討するための情報収集を目的とした調査であり、

先方政府からの正式要請に基づくものではない。先方政府関係機関との初回の会合については JICA チュニジア事務所が調整予定であるが、初回以降の面談等についてはコンサルタント自身によるアレンジが可能かどうか初回面談時にコンサルタントが確認することとする。コンサルタント自身による面談アレンジが困難であり、引き続き JICA による面談調整等が必要な場合、面談実施の3週間前を目途に面談アレンジを JICA に依頼することとする。

(5) 他ドナーとの調整

アルジェリアの投資環境整備については、前出の AfDB に加え、欧州連合 (EU) 及び世界銀行も支援していることから、関係者と情報交換を行い、他ドナーの支援との重複を避けつつ、連携可能性を十分に検討すること。

(6) 調査のための情報

本調査実施について、JICA から AfDB 及びアルジェリア財務省へ協力を依頼するとともに、JICA から既に AfDB 及びアルジェリア財務省へ送付した質問状に対する回答がなされる予定であることから、本調査において参考とすること。

(7) JICA ミッションへの支援

本調査実施中に有償資金協力（特に開発政策借款）の形成を目的とした JICA ミッションが派遣される場合、同ミッションに対し、情報提供や必要な資料の作成・提出すること。

(8) 協議議事録の作成・報告及び収集情報・資料の提出

本調査実施中に実施及び実施支援した全協議・面談・ワークショップ等（JICA 中東・欧州部中東第一課及びチュニジア事務所との簡易的な協議を除く）について、予め JICA（中東・欧州部中東第一課）と合意した定型様式を用いて、各協議・面談・ワークショップ完了から2週間以内に提出すること。なお、JICA から求めのある場合、協議・面談・ワークショップ等完了後、協議議事録とは別に速報を JICA に伝達すること。現地調査については、各協議・面談・ワークショップ等の協議議事録を含む、調査結果報告を各調査完了2週間以内に JICA に提出すること。

また、各国内調査及び現地調査中に収集した資料・情報及び、コンサルタント作成の各レポート、パワーポイント資料、議事録等については JICA に帰属するものとし、作成・取得後速やかに JICA へ提出すること。また、各調査終了時に、同調査中に収集した情報・資料一覧表を JICA に提出すること。

6. 業務の内容

コンサルタントは国内作業及び現地調査について、効率的・効果的な方法をプロポーザルで提案すること。調査フローは以下のとおり。

(1) 第一次国内作業

- ① 既存資料を確認・分析し、アルジェリア及び近隣国への進出に関心を有している、または、関心を有する可能性のある本邦企業をリストアップの上、JICA（中東・欧州部中東第一課）の確認を経て、本邦企業へのヒアリングを実施する。同ヒアリングを通じて、アルジェリア進出検討にかかる外国企業進出の妨げとなっている障壁を分析し、同国の制度、組織、政策、人材、慣習等を分析し、JICA（中東・欧州部中東第一課）に報告する。
- ② 第一次現地調査にて確認すべき事項につき、以下の項目を既存資料等から整理の上、アルジェリア関係機関に確認する事項について質問票を作成し、JICAを通じて事前に配布する。可能な限り同質問票の回答を第一次現地調査中に迅速に取り付けられるよう、早期の発出に努める。
 - (i) アルジェリア政府経済政策（「新経済成長モデル（nouveau modèle de croissance économique）」におけるアルジェリア政府の長期的経済成長戦略や3カ年予算計画（2017-19年）上の政府財政及び公共投資等計画を含む）
 - (ii) ①で確認したアルジェリア投資環境上の本邦企業ニーズ
 - (iii) アルジェリアに対する投資環境整備分野への他ドナー支援状況
 - (iv) 近隣国ないし類似の他国（産油・産ガス国等の産業多角化を政策課題としている国）の投資環境整備制度、組織（他国におけるANDIの類似組織）の状況比較、及びアルジェリア市場との関係（輸出入の現状、関税、租税条約、輸送インフラ整備状況等）
- ③ 第一次現地調査にて確認する調査項目につき、JICA（中東・欧州部中東第一課）と協議し、インセプション・レポートを作成する。インセプション・レポートには以下の内容を盛り込み、仏訳版を作成し、第一次現地調査時に説明資料として活用する。
 - (i) 調査の背景・経緯
 - (ii) 調査の目的
 - (iii) 調査の内容と方法（調査項目、調査手法）
 - (iv) 作業計画（日程等）
 - (v) 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
 - (vi) 既存資料及び回収済質問状等の情報に基づくJICA支援策（案）（特に、開発政策借款における政策マトリクス（案）・政策アクション（案））

(2) 第一次現地調査

- ① JICA チュニジア事務所及びアルジェリア政府関係機関（財務省等）にインセプション・レポートを説明する（JICA チュニジア事務所への報告は原則チュニスにて実施）。AfDB には本部（アビジャン）及び地域事務所（チュニス）へ出張の上、インセプション・レポートを用いて調査内容を説明する。その他ドナーについては原則アルジェの現地事務所と同内容を説明する。具体的な説明内容については、パワーポイント資料を作成の上、事前に JICA に相談すること。
- ② 事前送付済の調査事前質問票に基づき、アルジェリア政府関係機関から情報収集を行う。
- ③ アルジェリア進出の外国企業（本邦企業含む）の投資環境上の課題点・改善要望事項等を把握するべく、アルジェ現地各商工会議所や在アルジェリア各国大使館等へヒアリングし、制度、組織、政策、人材、慣習等の面から外国企業進出の妨げとなっている障壁を分析し、アルジェリア政府政策上の課題及び解決策を検討する。制度改正及び実施対応可能な省庁・政府関係機関や政策の絞り込みを踏まえ、段階的な解決策について検討する。
- ④ 他ドナーの現地事務所（アルジェ所在の AfDB、世界銀行、欧州連合（EU）等）及び AfDB 本部・地域事務所（アビジャン及びチュニス所在。最大各 2 回程度）にヒアリングを実施し、③で分析した投資環境政策上の課題に取り組む支援策の有無を確認し、今後協調して支援可能な事項について確認・検討する。
- ⑤ アルジェリア財務省（対外資金関係総局、調査・予測総局等）、産業・鉱山省、ANDI 等と、アフリカ開発銀行（AfDB）財政支援案件「産業競争力及びエネルギー支援プログラム」で確認されたアルジェリア政府改革案の進捗状況を含め、財政改革、投資環境整備、産業育成政策、エネルギー政策等に係るアルジェリア政府の改革状況について協議・確認する。
- ⑥ アルジェリア財務省、産業・鉱山省、ANDI 等と、インセプション・レポート記載の本邦企業ニーズに対応する政策課題（制度、組織、政策、人材、慣習等）について協議し、JICA 支援策（案）（開発政策借款における政策マトリクス（案）・政策アクション（案）含む）を検討する。
- ⑦ JICA チュニジア事務所及び中東・欧州部中東第一課に第一次調査の中間結果を報告し、具体的な支援の可能性につき、協議を実施する。JICA に相談の上、AfDB（本部及び地域事務所）とも協議し、JICA 支援策（案）（開発政策借款における政策マトリクス（案）・政策アクション（案）を含む JICA 支援策（案））について報告し、コメント等を得る。なお、本協議実施にあたってはテレビ会議による実施を検討し、事前に JICA に相談すること。
- ⑧ ⑦にて検討した JICA 支援策（案）（開発政策借款における政策マトリクス

(案)・政策アクション(案)含む)にかかる JICA 及びアルジェリア政府間の合意形成を促進する。

(3) 第二次国内調査

- ① 第一次調査の成果を調査後速やかに JICA 中東・欧州部中東第一課に報告・協議し、JICA 支援策の修正案(有償資金協力及び技術協力)の具体的内容について提案する。同修正案につき、パワーポイント資料を作成の上、AfDB 本部及び地域事務所へ協議する。なお、本協議実施にあたってはテレビ会議による実施を検討し、事前に JICA に相談すること。また、本邦企業等へフィードバック及び追加ヒアリングの必要性を検討する。第二次現地調査にて、JICA 支援策(案)の準備業務の実施(アルジェリア政府の意向に拠る)を検討する。
- ② 第二次現地調査にて実施・確認する調査項目につき、パワーポイント資料を作成の上、JICA(中東・欧州部中東第一課)に協議・説明の上、インテリム・レポート(レポート形式)を作成する。同レポートには、JICA 支援策(開発政策借款)の案件形成上の必要となるアルジェリア政府の政策アクション(案)を含め、予め JICA に提案し、合意を得る

(4) 第二次現地調査

- ① JICA 支援策(案)準備業務(アルジェリア政府政令・政策(企業支援施策等)を立案する際の補助となるような理論、データ、他国での経験に関する情報を提供するためのワークショップの開催支援(アルジェリア財務省等関係機関担当者対象、10-20 人程度目安)等)を実施する。
- ② JICA や他ドナーの投資環境整備関連事業のミッション等への同行を通じて、第一次調査で分析・提案された課題及び解決策についてアルジェリア政府の実施方針を確認する。
- ③ インテリム・レポート記載の政策マトリクス(案)・政策アクション(案)について、JICA とアルジェリア政府との合意形成を補助する。JICA 支援策(技術協力)については JICA の指示するフォーマットに基づき作成の上、アルジェリア政府に提案する。

(5) 国内整理作業

- ① 第二次現地調査時に結果に基づき、アルジェリア政府の意見・コメントを踏まえ、パワーポイント資料を作成の上、JICA(中東・欧州部中東第一課)に協議・説明の上、ドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICA に提出する。

- ② ドラフト・ファイナル・レポートの内容につき、アルジェリア政府関係機関等に確認し、コメントがあれば対応・反映の上し、パワーポイント資料を作成の上、JICA（中東・欧州部中東第一課）に協議・説明の上、ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各レポート提出前に、概略をまとめたパワーポイント資料を作成の上、JICA と協議・説明することとする。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は、2017年11月とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

- ・ インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：第一次現地調査開始前（目安：2017年6月上旬）

部数：和文3部、仏文10部（JICA3部、アルジェリア政府7部）（簡易製本）

- ・ インテリム・レポート

記載事項：6.業務の内容(1)の調査状況、他調査進捗・結果を踏まえた(2)の方針

提出時期：第一次現地調査終了前（目安：2017年7月下旬）

部数：和文3部、仏文15部（JICA3部、アルジェリア政府12部）（簡易製本）

- ・ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果（ドラフト）

提出時期：第二次調査開始前（目安：2017年9月）

部数：和文3部、仏文10部（JICA3部、アルジェリア政府10部）（簡易製本）

- ・ ファイナル・レポート

記載事項：調査全体成果（最終版）

提出時期：第二次調査完了後（目安：2017年11月）

部数：和文5部、仏文15部（JICA5部、アルジェリア政府10部）（製本）、CD-R 3部

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2017年6月より業務を開始し、2017年11月にファイナル・レポートを提出する。

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目処

合計 約 27.00M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合はプロポーザルにて提案することとする。日本国内作業及び現地調査を一部団員が併行して実施することも検討の上提案することとする。

- 1) 総括／投資環境分析（評価対象予定者）（2号）
- 2) 投資促進政策分析（3号）
- 3) 経済政策分析
- 4) 本邦企業ニーズ分析
- 5) 業務調整／投資環境分析 2

3. 参考資料等

・ マグレブ地域 成長・安定促進のためのインフラ整備計画情報収集・確認調査

（中東・欧州部中東第一課で配布可能。2017年4月公表予定）

・ アフリカ開発銀行（AfDB）「産業競争力及びエネルギー支援プログラム」審査報告書

<https://www.afdb.org/en/documents/document/algeria-industrial-and-energy-competitiveness-support-programme-92562/>

・ アフリカ開発銀行「アルジェリア向け支援中期戦略(CSP)」

<https://www.afdb.org/en/documents/document/algeria-interim-country-strategy-paper-icsp-2016-2018-92062/>

・ その他 AfDB 関連レポート（中東・欧州部中東第一課で配布可能）

・ ア政府の投資関連法令(ANDI HP) :

<http://www.andi.dz/index.php/fr/cadre-juridique/evolution-loi-sur-l-investissement>

・ アルジェリア政府予算法

<http://www.premier-ministre.gov.dz/fr/documents/textes-de-references/lois-de-finances>

・ 国際通貨基金（IMF）第4条協議レポート

<http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=43904.0>

・ 世界銀行 Doing business

<http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/algeria>

・ JETRO「アルジェリアの経済・貿易・投資（2016年3月）」

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/a7d717007316eba9.html>

・ JETRO「2015年度在アフリカ進出日系企業実態調査（2016年2月）」

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/cd657477753a916f.html>

・ JETRO「アルジェリア税務・会計制度ハンドブック（2015年3月）」

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/b24bfc5ea41f920b.html>

・ JOGMEC 関連レポート

<http://oilgas-info.jogmec.go.jp/sougou.pl?area=%E3%82%A2%E3%83%95%E3%83%AA%E3%82%AB&country=%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%AA%E3%82%A2>

4. 調査用資機材

機材の調達は想定していない。

5. 現地再委託

現地での調査・分析のため、必要に応じて現地再委託を認める。その場合、プロポーザルにその理由を付して提案すること。なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現地再委託については、本見積もりに含めること。

6. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA チュニジア事務所、在アルジェリア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地渡航前までに、JICA チュニジア事務所が指定する様式に安全管理事項を記入し、同事務所に連絡をすること。加えて、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

7. 便宜供与等

現地調査に係る車両手配、宿泊手配、通訳手配等は原則コンサルタントが行い、その経費については見積額に含めること。面談アレンジについては、第2章5.(4)参照のとおり、アルジェリア政府関係機関との初回面談に限り JICA にて実施予定。民間企業（現地外国企業及び本邦企業等）及び政府関係機関（二回目以降）の面談アレンジはコンサ

ルタントが実施することを原則とする。ただし、同アレンジが困難である場合には、JICA 経由での面談依頼を実施するのに十分な期間を設けた上で、コンサルタントから JICA の了承を得たうえで JICA に面談アレンジ依頼を実施することとする。その場合、面談組織・面談者をコンサルタントが可能な限り特定した上で、JICA に面談アレンジを依頼する。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。